

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

東京信用保証協会

すべての職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくることによって、能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2. 内 容

【目標①】

男性職員の育児休職取得率 70%以上とする。

<対策>

令和7年4月～

- ・職員に向けて育児休職制度およびその他両立支援制度を周知徹底する。
- ・育児休職が取得しやすい職場環境づくりのための研修を通じて啓蒙する。
- ・休職者向けコミュニケーションサイトを通じて情報発信を強化し、休職中の不安払拭とスムーズな復職をサポートする。

【目標②】

職員一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を10時間未満とする。

<対策>

令和7年4月～

- ・職員へ積極的な有給休暇の取得を促す。
- ・勤怠管理システムを活用し、時間外労働の状況を可視化する。
- ・コミュニケーションツールやプロジェクト管理ルールなどを活用し、業務を効率化する。
- ・eラーニングや通信教育などの自己啓発制度の活用や研修による職員個々のスキルアップを図り、生産性向上に努める。